

平成31年2月5日

関係者 各位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目16番地12号  
豊 商 事 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 安 成 政 文

事業譲渡(譲受)に伴う債務の承継について

既に関示しておりますように、当社は EVOLUTION JAPAN株式会社から平成29年11月6日に商品先物取引部門の事業を承継しており、同年10月にはこのことを当社のホームページにおいてご案内しております。

EVOLUTION JAPAN株式会社から引き続き当社でお取引して頂いておりますお客様につきましては、当社、EVOLUTION JAPAN株式会社及びそのお客様との間で三者間契約を締結し、万が一損害賠償責任等が発生したときの当社とEVOLUTION JAPAN株式会社との間の分担について合意しておりますが、EVOLUTION JAPAN株式会社で取引が終了していたため取引を承継しなかったお客様につきましては、このような契約を締結しておりません。

商品先物取引事業の譲受会社である当社は、譲渡会社であるEVOLUTION JAPAN株式会社の商号を続用しておらず債務引受の広告もしておりませんので、EVOLUTION JAPAN株式会社だけでお取引され当社に承継されなかったお客様の損害賠償責任につきましては、当社は責任を負担するものではありませんが(会社法23条1項)、今回はこの点を明確にするため、お知らせいたします。

以上